令和8年度脱炭素成長型経済構造移行推進対策費補助金

（ペロブスカイト太陽電池の社会実装モデルの創出に向けた導入支援事業）のうちペロブスカイト太陽電池等の導入を行う事業

＜ＰＳＣ設備導入事業＞

公募概要

令和8年10月15日

一般社団法人 環境技術普及促進協会

目次

○はじめに
1．事業の目的と性格
2．公募する事業の対象等
<対象事業の要件>
<補助対象設備等>
<補助金の交付額>
<補助事業期間>
<補助金に応募できる者>
3．補助対象事業の選定
4．補助事業の応募申請、実施及び完了後に係る留意事項
5．応募方法について
6．お問合せ先

○はじめに

◆本補助事業は、法令及び交付規程等の規定により適正に行う必要があります。

・補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律
・補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令
・ペロブスカイト太陽電池の社会実装モデルの創出に向けた導入支援事業交付規程

万が一、これらの規定が守られず、一般社団法人環境技術普及促進協会（以下「協会」という。）の指示に従わない場合は、交付規程に基づき交付決定の取消しの措置をとることもあります。

また、補助事業完了後においても、補助事業の効果が発現していないと判断される場合には、補助金返還などの対応を求めることがありますので、この点について十分ご理解の上で、応募いただきますようお願いいたします。

1．事業の目的と性格

◆本補助事業について

軽量・柔軟などの特徴を有するペロブスカイト太陽電池は、従来型の太陽光パネルが設置困難であった場所にも設置を可能とするとともに、主な原料の一つであるヨウ素は、我が国が世界シェアの約30%を占めるなど、再エネ導入拡大や強靱なエネルギー供給構造の実現にもつながる次世代技術です。

本補助事業は、耐荷重等の制約により従来型の太陽電池モジュールの設置が困難だった設置場所に対し、社会実装の導入モデルの創出に向け、次世代型太陽光発電設備（フィルム型ペロブスカイト太陽電池）の導入を支援することを目的としています。

なお、本補助事業は環境省と経済産業省及び国土交通省の連携事業となります。

1．補助事業開始は、交付決定の日以降となります。

2．事業完了後も、事業報告書（二酸化炭素排出量削減効果等の報告）の提出や適正な財産管理、補助事業で取得した財産である旨の表示などが必要です。

3．本補助事業で整備した財産を処分（補助目的に反し使用、譲渡、廃棄等を行うこと。）しようとする場合は、あらかじめ協会に申請を行い、承認を受ける必要があります。

4．これらの義務が十分果たされないときは、協会から改善のための指導を行うとともに、事態の重大なものについては交付決定を取消すこともあります。

2.1 対象事業の要件

本補助事業は、耐荷重等の制約により従来型の太陽電池モジュールの設置が困難だった設置場所にフィルム型ペロブスカイト太陽電池を導入する事業であって、以下のアからクまでの要件等をすべて満たす事業を対象とします。

ア　（１）設置場所の耐荷重※１が10kg/㎡以下相当※２※３、かつ、発電容量が１施設あたり5kW以上であること。

※１　ここでの耐荷重とは、設置場所での積載荷重等を基準とし、既存の設置物等を考慮した上での、追加的に許容される荷重を指します。

※２　以下の場合を含みます。
従来型の太陽電池モジュールの設置が困難である設置場所であり、安全性を確保するために耐荷重の余力を必要とする構造物において、10kg/㎡相当を超える耐荷重が必要であることが建築士など構造設計の専門家により確認された場合。

※３（１）の充足については、以下のいずれかの方法で確認すること。
①　構造計算書に記載された積載荷重等に基づき、耐荷重を確認する。
②　構造計算書が確認できない施設については、建築士など構造設計の専門家が設置の安全性を確認した上で、耐荷重が10kg/㎡以下相当であることを確認する。

2.1 対象事業の要件

（２）上記（１）の要件を満たさない場合にあっては、以下の要件をすべて満たすこと。

① 地方公共団体による申請であること。なお、当該要件を満たす事業の採択件数は5件程度を見込むため、1地方公共団体につき、申請は原則１事業かつ1施設とする。

② 上記（１）を満たさない合理的な理由について説明ができること。

③ 該当施設にペロブスカイト太陽電池を設置する必要性について説明ができること。

④ ペロブスカイト太陽電池の普及啓発効果が高いこと。
（例：学校教育に活用すること、不特定多数が行きかうこと、
来場者数が数万人/日であること、設置場所の視認性等）

⑤ 当該施設への設置を活かし、地方公共団体内外に向けて実施するペロブスカイト太陽電池の普及啓発計画を提出すること。
（例：広報誌やWEBサイトへの掲載、見学会の実施、
地域イベントとの連携等）

※（２）の事業については、実績報告時に、応募申請を行った年度終了後の３年間におけるペロブスカイト太陽電池の導入計画を提出するとともに、その内容をホームページ等で公表することが必要です。

イ　需要地と近接し、50%以上の自家消費率があること。

ウ　事業に関する積極的な広報・情報発信を実施すること。

2.1 対象事業の要件

エ　協会、環境省、経済産業省、及び国土交通省に対し、事業内容等についての情報提供が可能であり、当該情報について、個人が特定できないよう加工した上で、第三者へ提供されることや対外的に公表されることに同意できること。

オ　本補助事業によって得られる環境価値のうち、需要家に供給を行った電力量に紐づく環境価値を需要家に帰属させるものであること。

カ　対象事業において、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号。以下「再エネ特措法」という。）に基づく固定価格買取制度（以下「FIT」という。）の認定又はFIP（Feed in Premium）制度の認定を取得しないこと。

キ　設計・施工にあたっては「フレキシブル太陽電池を利用した太陽光発電システムの設計・施工ガイドライン」等のガイドラインに沿って実施すること。

ク　IoT製品のセキュリティ対策として、IP通信機能を有する機器のうち、独立行政法人情報処理推進機構（IPA）による「セキュリティ要件適合評価及びラベリング制度」(JC-STAR) の取得対象となる機器については、JC-STAR適合ラベル取得製品（★1以上）を使用すること。

参考　JC-STAR 適合ラベル取得製品かどうかは、IPA のウェブサイト「適合ラベル取得製品リスト」
https://www.ipa.go.jp/security/jc-star/list/jc-star-product-list/index.html
で確認してください。

2.2 補助対象設備等

2.2.1補助対象設備

・経済成長やサプライチェーン強靭化、脱炭素などの同時達成に資するものであり、協会から委託した性能評価機関の評価を受け、性能要件を満たしたことが確認されたフィルム型ペロブスカイト太陽電池モジュール（積水ソーラーフィルム株式会社：SFL1015-C01、SFL1015-C02、SFL1015-C03）

・上記に関する付帯設備（架台、基礎、接続箱、パワーコンディショナ、配線、太陽光発電設備の受変電設備等）

・定置用蓄電池（インフラ空間（道路、空港、港湾、鉄道等）にフィルム型ペロブスカイト太陽電池を設置する場合に限る。）

・その他協会が必要と認める設備

※補助対象設備の設置に係る工事費も補助対象とします。

※オンサイトPPAモデル（注）やリースにより設備導入を行う場合には、ペロブスカイト太陽光発電設備は同一の者が一体的に導入すること。フィルム型ペロブスカイト太陽電池モジュールとその他の部分を別々の事業者がそれぞれ導入することは認められません。

注　太陽光発電設備等の所有者等である発電事業者が、需要家の施設等に太陽光発電設備等を当該発電事業者の費用により設置し、所有・維持管理等（維持管理を当該需要家が行う場合を含む。）をした上で、当該太陽光発電設備等から発電された電力を当該需要家に供給する契約方式

2.2 補助対象設備等

2.2.2 定置用蓄電池（業務・産業用、家庭用）について

定置用蓄電池については、以下の蓄電池の条件をすべて満たす必要があります。

- 主な用途が本事業で導入する太陽光発電設備により発電した電力を平時において繰り返し充放電するものに限る（保安防災のみを目的としたものは補助対象外）。
- 原則として、アンカーボルトなどで固定して設置すること（置き基礎は認められない）。
- 実証段階にある設備でないこと。

2.3 補助金の交付額

交付額の上限は、１事業あたり10億円とします
（２か年事業の場合は２か年の合計額で10億円）
補助率は、以下のとおり。

補助対象	補助率
・経済成長やサプライチェーン強靭化、脱炭素などの同時達成に資するものであり、協会から委託した性能評価機関の評価を受け、性能要件を満たしたことが確認された、フィルム型ペロブスカイト太陽電池モジュール ・上記に関する付帯設備（架台、基礎、接続箱、パワーコンディショナ、配線、太陽光発電設備の受変電設備等） ・その他協会が必要と認める設備	３分の２ ※ただし、下記の特別区分Ａ～Ｅのいずれかを満たすものについての補助率は４分の３とする。＊
・定置用蓄電池 ※ただし、次頁の特別区分Ｃを満たすものに限る。	３分の１

＊「2.1　対象事業の要件」ア（２）の対象事業については、特別区分A～Eのいずれかに該当する場合でも補助率は３分の２とする。

2.3 補助金の交付額

区分内容	区分
・地方公共団体が策定する地域防災計画に位置づけられた避難施設や業務継続計画に位置づけられた施設にフィルム型ペロブスカイト太陽電池を導入するもの	特別区分Ａ
・温室効果ガス排出削減に向けた目標と計画を提出でき、サプライチェーンの脱炭素化の一環としてフィルム型ペロブスカイト太陽電池を導入するもの	特別区分Ｂ
・インフラ空間（道路、空港、港湾、鉄道等）へフィルム型ペロブスカイト太陽電池を設置するもの	特別区分Ｃ
・設置場所の耐荷重が６kg/m^{2}以下相当で、耐火性の観点や固定において特別な施工を要しない屋根（金属屋根等）に設置するもの	特別区分Ｄ
・2029年度までに、同一主体が累計で0.1 MW以上のフィルム型ペロブスカイト太陽電池の設置を計画しており、その計画の提出が可能なもの	特別区分Ｅ

2.4 補助事業期間

補助事業期間は、原則として、単年度とします。

ただし、単年度での実施が困難な事業については、補助事業の期間を２か年度とすることができます。

※「4.1補助事業の応募申請に当たっての留意事項」の
「4.1.5 複数年度計画の事業について」を必ず参照ください。

※各年度の補助事業の実施期間については、
「4.2補助事業の実施における留意事項」の
「4.2.3 補助事業の開始及び完了」を必ず参照ください。

補助事業期間内に事業が完了するよう、
関連する法令等の確認を十分に行ってください。

2.5 補助事業に応募できる者

本補助事業に応募できる者は、次に掲げる者のうち、本補助事業を確実に遂行するために必要な経営基盤を有し、事業の継続性が認められる者とします（代表事業者が直近の決算において債務超過の場合は、原則として対象外とします）。

ア　本事業について補助金の交付を申請できる者は、次に掲げる者とする。

（１）民間企業

（２）地方公共団体

（３）独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第２条第１項に規定する独立行政法人

（４）地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第21条第３号チに規定される業務を行う地方独立行政法人

（５）国立大学法人、公立大学法人及び学校法人

（６）社会福祉法（昭和26年法律第45号）第22条に規定する社会福祉法人

（７）医療法（昭和23年法律第205号）第39条に規定する医療法人

（８）特別法の規定に基づき設立された協同組合等

（９）一般社団法人・一般財団法人及び公益社団法人・公益財団法人

（10）その他環境大臣の承認を得て協会が認める者

2.5 補助事業に応募できる者

イ　ア（１）の民間企業については、補助金の交付の対象となるのは、交付申請日までに、以下のすべての取組の実施について表明する者に限る。

（１）以下のＡ及びＢの温室効果ガス排出削減のための取組を実施すること。ただし、地球温暖化対策の推進法における算定報告制度に基づく2022年度CO2排出量が20万ｔ未満の企業又は中小企業基本法（昭和38年法律第154号）に規定する中小企業に該当する企業については、その他の温室効果ガスの排出削減のための取組の提出をもって、これらに替えることができる。

Ａ：2025年度以前分の排出実績に関する実施内容

なお、GXリーグに参加する場合は、これらの取組を実施するものとみなします。

（ｉ）国内におけるScope１（事業者自ら排出）・Scope２（他社から供給された電気・熱・蒸気の使用）に関する排出削減目標を2030年度について設定し、本補助事業実施期間が含まれる年度分の排出実績及び目標達成に向けた進捗状況を、第三者検証を実施のうえ、毎年報告・公表すること。第三者検証については、「ＧＸリーグ第三者検証ガイドライン」に則ること。

（ii）（ｉ）で掲げた目標を達成できない場合にはJクレジット又はJCM（二国間クレジット制度（Joint Crediting Mechanism））その他国内の温室効果ガス排出削減に貢献する適格クレジットを調達する、又は、未達理由を報告・公表すること。

2.5 補助事業に応募できる者

Ｂ：2026年度以降分の排出実績に関する実施内容

2026年度以降のGXフューチャー・リーグに参加し、排出量実績を報告すること。
ただし、Ａと同様の実施内容に対応している場合、これらの取組を実施するものとみなします。

（２）コスト競争力の向上や海外市場の獲得など自社の成長につながる今後の方針を策定すること。

（３）継続的な賃上げなど必要な人材の確保に向けた取組みを進めること。

※代表事業者及び共同事業者は、特段の理由があり、協会が承認した場合を除き、補助事業として採択された後は変更することはできません。

※複数の団体による共同事業での応募の場合は、「4.1 補助事業の応募申請に当たっての留意事項」の「4.1.2 複数の団体による共同事業について」を必ず参照ください。

※本補助事業に応募できる者は、共同事業者を含め別紙に示す暴力団排除に関する誓約事項に誓約できる者とします。

3. 補助対象事業の選定

一般公募を行い、応募者から提出された実施計画書等をもとに厳正に審査（書面審査、Web会議等によるヒアリング）を行い、以下の項目を総合的に評価し、優れた提案について予算の範囲内で選定します。

（ア、イは必須項目。ウ、エ、オは特別区分で申請する場合の必要条件項目。カ～クは「2.1 対象事業の要件 ア（1）」加点項目。「2.1 対象事業の要件 ア（２）」により応募する事業の加点項目は、ケのみ。）

<必須項目>

ア　事業の実施内容やスキーム等の実施計画が事業目的に合致し、実現可能なものであること。

イ　事業に必要な能力及び実施体制を有していること。
また、事業を確実に実施できる経理的基礎を有すること、又は、事業実施のために必要な資金調達に係る確実な計画を有していること。

<特別区分で申請する場合の必要条件項目>

ウ　特別区分Aで応募する場合は、地域防災計画等や業務継続計画に位置づけられ、耐震性を有する施設にフィルム型ペロブスカイト太陽電池を耐震性を確保して導入し、災害時に自立的かつ安定的に太陽光発電の電力が活用できること（蓄電池の活用を必須とします）。また、補助対象施設と類似の施設等における将来的なペロブスカイト太陽電池の活用方針を示すこと。

3. 補助対象事業の選定

<特別区分で申請する場合の必要条件項目（続き）>

エ　特別区分Bで応募する場合は、GXリーグ、又は、SBTi認定取得済の目標と計画を提出でき、サプライチェーンの脱炭素化の一環としてフィルム型ペロブスカイト太陽電池を導入すること。若しくは、代表申請者が、自社のScope3削減のために当該Scope3に関係する企業（共同申請者）と連携してフィルム型ペロブスカイト太陽電池の導入を行うこと。また、上記いずれかの要件を満たすことに加えて、補助対象施設と類似の施設等における将来的なペロブスカイト太陽電池の活用方針を示すこと。

オ　特別区分Ｃ及びＤで応募する場合は、補助対象施設と類似の施設等における将来的なペロブスカイト太陽電池の活用方針を示すこと。

＜「2.1 対象事業の要件 ア（１）」により応募する事業の加点項目＞

カ　将来の普及フェーズを見据えて、展開可能性が高い設置場所か。

キ　事業による直接的な二酸化炭素削減効果の費用対効果等が高く見込まれているか。

ク　事業による二酸化炭素削減量が多いか。

＜「2.1 対象事業の要件 ア（２）」により応募する事業の加点項目＞

ケ　ペロブスカイト太陽電池の普及啓発効果が高いこと、及び普及啓発計画が具体的かつ実効性のある内容となっていること。

3. 補助対象事業の選定

〇応募申請書の審査において不明点等がある場合は、協会から代表事業者の担当者にメール等で連絡しますので、迅速な対応をお願いします。

〇応募要件を満たす提案であっても、提案内容によっては、付帯条件を設定、補助額を減額又は不採択とする場合もありますのでご了承ください。

〇審査完了次第、結果を通知しますが、審査結果に対するご意見やお問い合わせには対応いたしかねます。

〇選定した事業については、事業者名、事業実施場所を協会ホームページ等で公表します。

4.1 補助事業の応募申請に当たっての留意事項（１）

4.1.1補助対象経費について

補助対象経費は、事業を行うために直接必要な以下の経費です。
（公募要領の別表第１の第３欄、別表第２、別表第３）

＜補助対象経費の範囲＞
補助事業を行うために必要な工事費
（本工事費、付帯工事費、機械器具費、測量及び試験費）、
設備費、業務費及び事務費

本工事費の内訳

本工事費
- （直接工事費）
  - 材料費
  - 労務費
  - 直接経費
- （間接工事費）
  - 共通仮設費
  - 現場管理費
  - 一般管理費

4.1 補助事業の応募申請に当たっての留意事項（２）

＜補助対象外経費の代表例＞

・フィルム型ペロブスカイト太陽電池モジュールの性能試験・評価に要する経費
・事業に必要な用地の確保に要する経費
・建屋の建設にかかる経費
・事業実施中に発生した事故・災害の処理に要する経費
・既存施設・設備等の撤去費及び処分費、残土処分費
・補助対象設備以外のオプション品の工事費・購入費等
・気象計（日射量計、温度計など）とその設置費用
・設備の保守・管理に必要なスペアパーツ等の購入費
・建築確認申請費用、消防署への申請費用など官公庁等への申請・届出等に係る経費
・本補助金への応募・申請手続きに係る経費
・その他事業の実施に直接関連のない経費

※詳細は、Q＆A集も参照してください。

4.1 補助事業の応募申請に当たっての留意事項（３）

＜補助事業における利益等排除＞

補助事業において、補助対象経費の中に補助事業者の自社製品の調達等に係る経費がある場合、補助対象経費の実績額の中に補助事業者自身の利益が含まれることは、補助金交付の目的上ふさわしくないと考えられます。

このため、補助事業者自身から調達等を行う場合は、原価（当該調達品の製造原価など）をもって補助対象経費に計上してください。

※補助事業者の業種等により製造原価を算出することが困難である場合は、他の合理的な説明をもって原価として認める場合がありますので、その根拠となる資料を提出してください。

補助事業において、自社の人件費（共済費を含む。）を計上する場合、従事日誌の作成が必要となります。また、旅費の計上については、旅行会社や出張者本人への支出証拠書類、航空券・搭乗券等の証拠帳票、出張報告書等が必要となります。

4.1 補助事業の応募申請に当たっての留意事項（４）

4.1.2 複数の団体による共同事業について

補助事業を２者以上の事業者が共同で実施する場合

代表事業者：補助事業を自ら行い、財産を取得する者
共同事業者：その他の事業者

代表事業者及び共同事業者は、補助事業として採択された後は変更できません。

代表事業者及び共同事業者は、

①すべての者が「2.5 補助事業に応募できる者」に該当すること。
②補助事業の共同実施及び債務の負担等に関する協定、覚書又は契約等を締結すること。

4.1 補助事業の応募申請に当たっての留意事項（５）

4.1.2 複数の団体による共同事業について

シェアード・セイビング方式のESCO契約又はPPA契約（電力販売契約）などにより設備導入を行う場合は、ESCO事業者あるいはPPA事業者を代表事業者とし、ESCOサービス、電力供給サービスを受ける事業者（電力需要家）を共同事業者とします。ファイナンスリース方式による場合は、リース事業者を代表事業者とし、リースを受ける事業者（PPA事業者、電力需要家等）を共同事業者とします。

この場合、交付の条件として、次に示す書類の提出を条件とします。

①電力需要家が負担する費用（ESCOサービス料、PPAサービス料あるいはリース料）において補助金相当分が減額されていること。

②補助事業により導入した設備等について、処分制限期間※が経過するまで継続的に使用するために必要な措置等を行うこと。

※処分制限期間は「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」（昭和40年大蔵省令第15号）を勘案して環境大臣が別に定める期間

4.1 補助事業の応募申請に当たっての留意事項（6）

4.1.3 事業の公表について

応募に当たって、補助事業者以外の者が実施する際の参考となるよう、環境省が本補助事業を通じて得た情報のうち、下表＜公表を検討している情報＞に定める情報について、第三者への情報提供も含め、公表することに同意していることが必要です。

情報の属性	公表を検討している情報
定量情報	・売電価格の平均値及び中央値　・契約期間（年数）　・発電設備の定格出力及びPCS出力 ・供給先の電力需要施設の年間電力消費量に占める供給電力量の割合 ・本補助事業で導入したペロブスカイト太陽電池モジュールの年間・月間発電量 ・本補助事業で導入したペロブスカイト太陽電池モジュールの設置・施工に要した金額とその内訳 ・本補助事業で導入したペロブスカイト太陽電池モジュールのメンテナンスに要した金額 ・故障・劣化等の発生頻度
定性情報	・発電事業者の企業名及び契約先電力需要家の企業名　・発電設備の所在地 ・電力需要施設が立地する一般送配電事業者の区域　・電力供給に係るフロー・商流 ・ペロブスカイト太陽電池の設置方法・設置場所（屋根材含む）
注意事項	・公表を検討する情報について、根拠となる資料（設備仕様書・電力需給契約書等）の提供を求めることがあります。 ・その他、事業概要がわかる情報を、環境省（環境省が別に委託する機関を含む）、経済産業省及び当該企業間での協議を踏まえ、公表することがあります。

※情報の公表に際しては、個社間の契約内容が特定されないよう、平均値や中央値といった統計処理や、個社名等の詳細情報の削除を行います。また、企業の競争戦略上、重要と考えられる情報についても原則として公表の対象とはせず、環境省（環境省が別に委託する機関を含む）、経済産業省及び当該企業間での協議を踏まえ、可能な範囲での情報公表にとどめることとします。

4.1 補助事業の応募申請に当たっての留意事項（７）

4.1.4 災害時の対応について

地方公共団体が作成するハザードマップにおいて、設備を導入する敷地が土砂災害警戒区域あるいは洪水浸水想定区域に含まれる場合は、設備を保全させるための措置を講じてください。
また、海岸に近い立地の場合は、津波や高潮による浸水が想定されるかも把握し、設備を保全させるための措置を講じてください。
なお、特別区分Ａで申請する場合には、発災時にも設備を稼動させるための措置を講じてください。

ペロブスカイト太陽電池モジュール等の補助対象設備は、暴風雨、積雪、地震等の自然災害に対処できるように「建築設備耐震設計・施工指針2014年版」（監修：独立行政法人建築研究所（現：国立研究開発法人建築研究所））などに準拠して設置してください。

4.1 補助事業の応募申請に当たっての留意事項（８）

4.1.5 複数年度計画の事業について

①複数年度計画の事業の場合の留意事項

次年度以降の事業は、国において次年度以降に所要の予算措置が講じられた場合にのみ行いうるものであり、複数年度計画の提出をもって担保されるものではありません。次年度以降の見込み額に比較して大幅な予算額の変更や予算内容の変更等が生じたときは、事業内容の変更、交付額の減額等を求める場合があります。

複数年度事業の場合でも、補助金の交付申請等は年度ごとに行っていただく必要があるとともに、各年度の事業実施期間は、原則として、各年度の交付決定を受けた日から当該年度の１月末日までとします。

補助事業者と工事等を請負う事業者が締結する契約書は、原則、年度ごとに締結してください。複数年度にわたる請負業務を１通の契約書で締結しなくてはいけない場合、年度ごとの請負業務内容、金額、期間等を明記するとともに、2年目以降の各年度の請負業務を、自動的に開始するのではなく、年度初めに補助事業者が請負事業者に指示をしてから開始する旨を記した契約書としてください。

4.1 補助事業の応募申請に当たっての留意事項（８）

4.1.5 複数年度計画の事業について

②翌年度における事業の開始

複数年度計画で採択を受け、初年度の事業を実施した補助事業者が、翌年度における事業について、翌年度の交付決定日の前日までの間において当該事業を開始する必要がある場合は、交付規程で定める様式の申請書を協会に提出して承認を受けてください。
申請をいただいても必ずしも承認を確約するものではありません。また、翌年度予算の範囲内での交付となるため、開始の承認を受けた場合でも翌年度の交付決定の際に補助金の交付額が変更になることもあり得ますので、予めご了承ください

③複数年度事業の廃止等に対する措置

複数年度で事業を完成させることを前提として採択された事業について、翌年度以降の事業を継続しない場合には、既に交付した補助金の一部又は全部に相当する額の納付を命ずる場合があります。

4.2 補助事業の実施における留意事項（１）

4.2.1 交付申請

本補助事業では、公募に対して、応募申請書と交付申請書を同時に提出していただきます。
補助金の対象となる費用は、当該年度に行われる事業で、かつ当該年度の１月末日までに支払いが完了するものとなります。

4.2.2 交付決定

提出された申請書の内容について審査を行い、補助金の交付が適当と認められたものについて交付の決定を行います。

4.2.3 補助事業の開始及び完了

補助事業者は協会からの交付決定を受けた後に、事業を開始することとなります。
委託・請負等の契約の締結や発注は交付決定後に行い、令和9年1月31日までに事業完了してください。
事業の実施に当たって、各種法令の許認可等が必要な場合は、所要の許認可等を得て適切に行ってください。

4.2 補助事業の実施における留意事項（２）

4.2.4 補助事業の計画変更等

補助事業者は、交付決定を受けた補助事業の内容を変更しようとするときは、変更内容によっては、交付規程に基づく変更交付申請書又は計画変更承認申請書を協会に提出し、変更交付決定や計画変更承認を得る必要がありますので、協会に必ず事前にご相談ください。

4.2.5 完了実績報告及び補助金額の確定

補助事業者は、当該年度の補助事業が完了した場合は、補助事業完了後30日以内又はその年度の２月10日のいずれか早い日までに、完了実績報告書を協会宛てに提出しなければなりません。

協会は、完了実績報告書を受領した後、書類審査及び必要に応じて現地調査等を行い、事業の実施成果が交付決定の内容に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を決定し、補助事業者に確定通知を行います。

4.2 補助事業の実施における留意事項（３）

4.2.6 補助金の支払い

補助事業者は、協会から交付額確定通知を受けた後、協会に精算払請求書を提出していただきます。その後、協会から補助金を支払います。

4.2.7 補助金の経理等について

補助事業の経費については、帳簿及びその他証拠書類を備え、他の経理と明確に区分して経理し、常にその収支状況を明らかにしておく必要があります。

これらの帳簿及び証拠書類は、補助事業の完了の日の属する年度の終了後５年又は交付規程第８条第１項第十四号で定める財産を取得した場合は同号の期間が経過するまでの間のいずれか長い期間、いつでも閲覧に供せるよう保存しておく必要があります。

4.3 補助事業完了後における留意事項（１）

4.3.1 取得財産の維持管理等

補助事業者は、取得財産等の維持管理等について、補助事業完了後においても以下の義務を負います。

①環境省の補助事業で取得した財産である旨を明示するとともに、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

②処分制限期間を経過するまで、協会の承認を受けないで、処分（補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は取壊し（廃棄を含む）をすることをいう。）してはならない。やむを得ず、本補助事業で整備した財産を処分しようとする場合は、あらかじめ協会に申請を行い、承認を得る必要がある。その承認の際には、交付している補助金の一部又は全部に相当する額の返還が条件として付される場合がある。

③上記期間を経過するまでの間、補助事業により取得した温室効果ガス排出削減効果についてカーボン・クレジット、グリーン電力証書、非化石証書制度への登録を行ってはならない。

4.3 補助事業完了後における留意事項（２）

4.3.2二酸化炭素削減効果の把握・情報提供等

補助事業者は、対象事業により削減される二酸化炭素の量、再生可能エネルギー発電設備の発電量、その他事業から得られた情報を、協会の求めに応じて提供してください。

事業報告の際、二酸化炭素削減量が目標値に達しなかった場合は、原因、対策等を具体的に示していただくことになります。また、二酸化炭素削減量等が当初の目標と大きく剥離している場合は補助金の返還を求める可能性があります。

4.3 補助事業完了後における留意事項（３）

4.3.3 事業報告書の提出及び調査等への協力

補助事業の完了の日の属する年度の翌年度から３年の期間、年度毎に当該補助事業による過去１年間の二酸化炭素削減効果等について、交付規程で定める様式による事業報告書を当該年度の翌年度の４月30日までに環境大臣又は環境大臣の指定する者に提出してください。
また、補助事業が3月30日以前に完了した場合は、補助事業の完了の日から当該年度の3月31日までの二酸化炭素削減効果等に係る事業報告書を翌々年度の4月30日までに環境大臣又は環境大臣の指定する者に提出してください。

補助事業者は、報告書の証拠となる書類を当該報告書に係る年度の終了後３年間保存する必要があります。

環境省（又は環境省から委託業務を受託した民間事業者）からの要請により、当該補助事業に関する情報提供、アンケート調査、ヒアリング調査、現地調査等に協力してください。

4.4 その他留意事項

4.4.1 小規模事業用電気工作物に係る届出

電気事業法の改正（令和４年６月）により、10kW以上50kW未満の太陽光発電設備を設置する事業者は、経済産業大臣に所定の届出等を行うこととなったので、必要な手続き等を行ってください。

※詳しくは以下のURLを参照してください。

https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2022/10/20221003.html

4.4.2 再エネ発電設備等の設置や電力供給等に係る関係法令・基準等に係る遵守事項

再エネ発電設備等の設置や電力供給等に係る関係法令・基準等を遵守すること。

再エネ特措法に基づく「事業計画策定ガイドライン（太陽光発電）」※1（資源エネルギー庁）（ただし、再エネ特措法第９条第４項の認定を受けた者は本補助金申請の対象外であることから、専ら当該認定を受けた者に対する遵守事項等は除く）及び「説明会及び事前周知措置実施ガイドライン」※2（詳細は以下のとおり）に定める遵守事項等に準拠して事業を実施すること。

※1『事業計画策定ガイドライン（太陽光発電）』（2026年4月改定　資源エネルギー庁）
https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saiene/kaitori/dl/fit_2017/legal/guideline_solar.pdf

※2『説明会及び事前周知措置実施ガイドライン』（2026年4月改定　資源エネルギー庁）
https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saiene/kaitori/dl/fit_2017/legal/guideline_setsumeikai.pdf

4.4 その他留意事項

4.4.2 再エネ発電設備等の設置や電力供給等に係る関係法令・基準等に係る遵守事項

特に、次の（ａ）～（ｌ）をすべて遵守していることを確認すること。

（ａ）地域住民や地域の地方公共団体と適切なコミュニケーションを図るとともに、地域住民に十分配慮して事業を実施するよう努めること。

（ｂ）関係法令及び条例の規定に従い、土地開発等の設計・施工を行うこと。

（ｃ）防災、環境保全、景観保全を考慮し交付対象設備の設計を行うよう努めること。

（ｄ）「説明会及び事前周知措置実施ガイドライン」に基づき、説明会又は事前周知措置（以下「説明会等」という。）を実施すること。ただし、説明会等の実施のタイミングについては、本補助金への申請、採択及び交付決定等との前後関係は問わないが、工事の着工までに行うこと。説明会等を実施したことを証する資料は、同ガイドラインにおいて指定する様式を用いて、協会に対して提出を行い、確認を受けること。

（ｅ）一の場所において、設備を複数の設備に分割したものでないこと。詳細は「再生可能エネルギー発電事業計画における再生可能エネルギー発電設備の設置場所について」（エネ庁省エ新エネ部新エネ課再エネ推進室）を参照のこと。

4.4 その他留意事項

4.4.2 再エネ発電設備等の設置や電力供給等に係る関係法令・基準等に係る遵守事項

（ｆ）20kW以上の太陽光発電設備の場合、発電設備を囲う柵塀を設置するとともに、柵塀等の外側の見えやすい場所に標識（交付対象事業者の名称・代表者氏名・住所・連絡先電話番号、保守点検責任者の名称・氏名・住所・連絡先電話番号、運転開始年月日、本補助金により設置した旨を記載したもの）を掲示すること（ただし、柵塀等の設置が困難な場合（屋根置きや屋上置き等）や第三者が発電設備に近づくことが容易でない場合（塀つきの庭に設置する場合、私有地の中に発電設備が設置され、その設置場所が公道から相当程度離れた距離にある場合等）には、柵塀等の設置を省略することができる。また、柵塀等の設置により事業運営等に支障が生じると判断される場合にも、柵塀等の設置を省略できるものとする）。

（ｇ）電気事業法の規定に基づく技術基準適合義務、立入検査、報告徴収に対する資料の提出に対応するため、発電設備の設計図書や竣工試験データを含む完成図書を作成し、適切な方法で管理及び保存すること。

（ｈ）設備の設置後、適切な保守点検及び維持管理を実施すること。

（ｉ）接続契約を締結している一般送配電事業者又は特定送配電事業者から国が定める出力制御の指針に基づいた出力制御の要請を受けたときは、適切な方法により協力すること。

4.4 その他留意事項

4.4.2 再エネ発電設備等の設置や電力供給等に係る関係法令・基準等に係る遵守事項

（ｊ）防災、環境保全、景観保全の観点から計画段階で予期しなかった問題が生じた場合、適切な対策を講じ、災害防止や自然破壊、近隣への配慮を行うよう努めること。

（ｋ）補助対象設備を処分する際は、関係法令（立地する地方公共団体の条例を含む）の規定を遵守すること。

（ｌ）10kW以上の太陽光発電設備の場合、災害等による撤去及び処分に備えた火災保険や地震保険、第三者賠償保険等に加入するよう努めること。

4.5 事業実施のスケジュール（令和8年度）

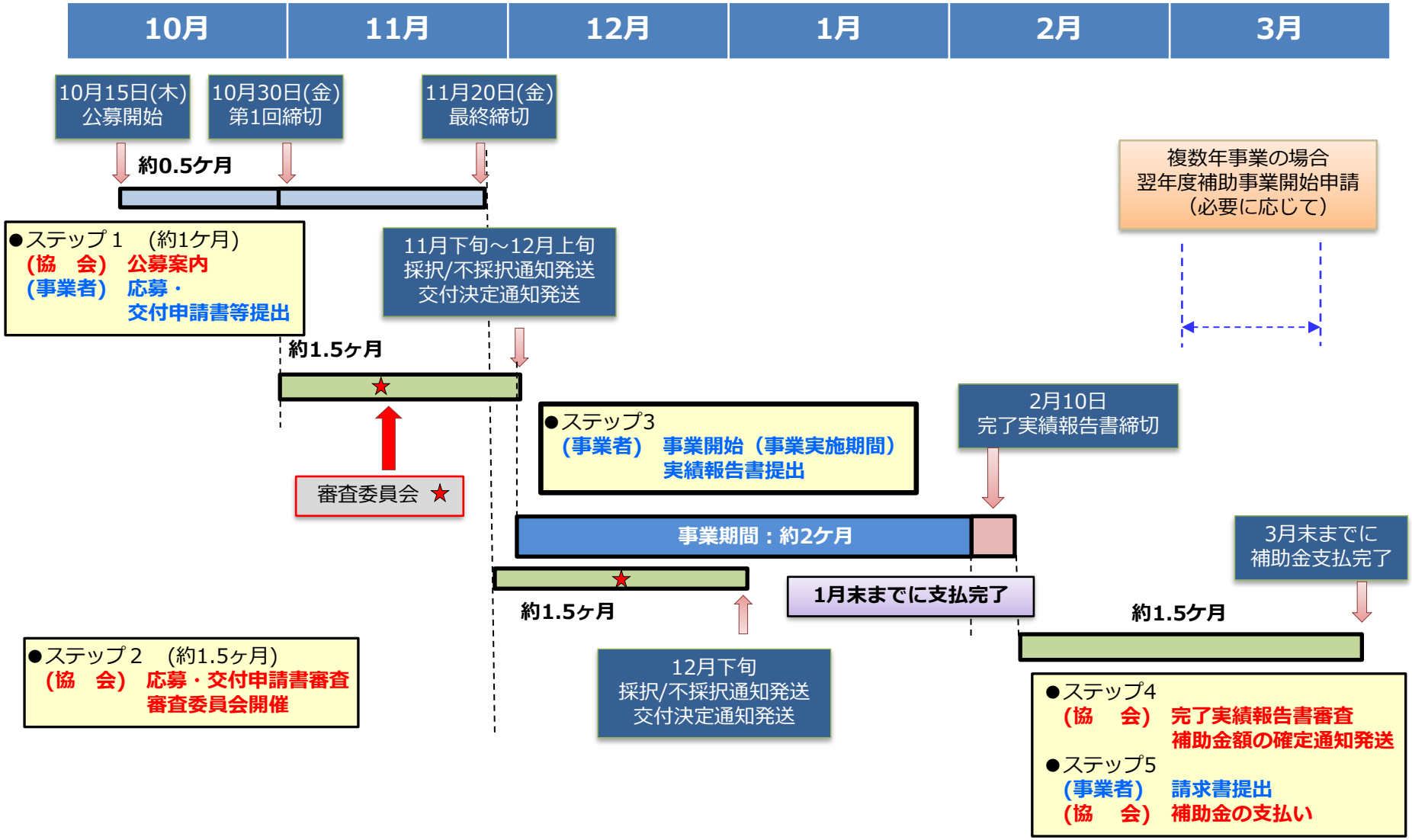

2か年事業の場合

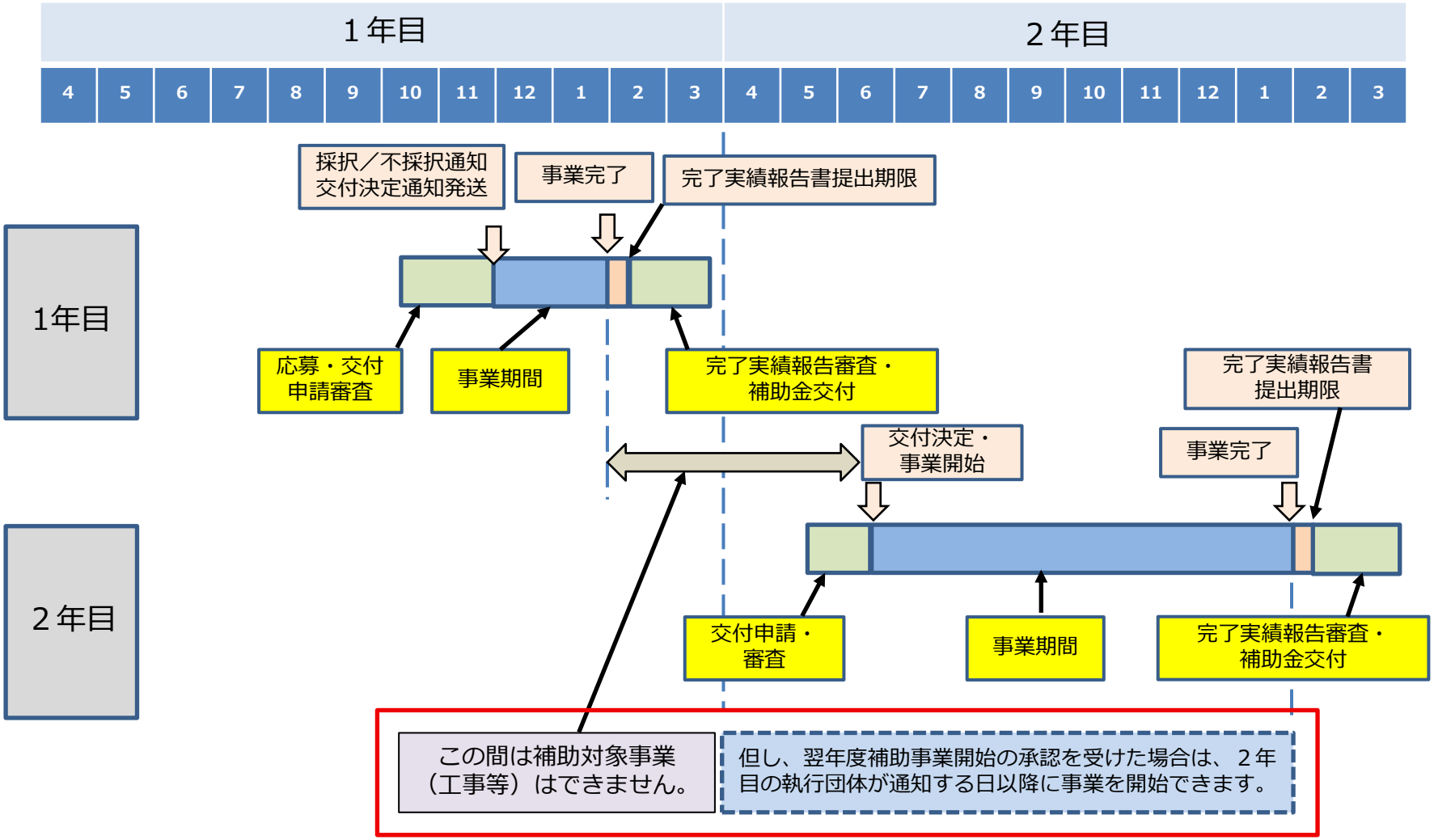
1年目
2年目
4 5 6 7 8 9 10 11 12 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 1 2 3
1年目
採択／不採択通知
交付決定通知発送
事業完了
完了実績報告書提出期限
応募・交付
申請審査
事業期間
完了実績報告審査・
補助金交付
2年目
交付決定・
事業開始
完了実績報告書
提出期限
事業完了
交付申請・
審査
事業期間
完了実績報告審査・
補助金交付
この間は補助対象事業
（工事等）はできません。
但し、翌年度補助事業開始の承認を受けた場合は、２年目の執行団体が通知する日以降に事業を開始できます。

5．応募方法について

【応募書類概要】　〇詳細は、公募要領「5.5 応募に必要な書類」を確認ください。

A.申請書	
A-0	様式１　応募申請書（A-0 B-1 B-5 B-6 C0-1 C0-2 C0-3と同一のエクセルファイル）
A-1	交付申請書（交付規程様式第１）
B.実施計画書	
B-1	別紙１　実施計画書（A-0 B-1 B-5 B-6 C0-1 C0-2 C0-3と同一のエクセルファイル）
B-2	事業実施場所の地図 ●設備を設置する場所の地図（広域・詳細）と現在の利用状況が判る図面・写真等の資料を添付すること
B-3	ハザードマップ（地方公共団体の、土砂災害・洪水、津波、高潮による浸水被害等がわかるもの） ●対象施設の位置が分かるように印をつけること ●事業完了までにハザードマップが改訂された場合、改訂後のハザードマップを適用します
B-4	実施体制図
B-5	実施スケジュール（A-0 B-1 B-5 B-6 C0-1 C0-2 C0-3と同一のエクセルファイル）
B-6	導入設備一覧表（A-0 B-1 B-5 B-6 C0-1 C0-2 C0-3と同一のエクセルファイル）
B-7	導入量算出表（B-7 B-8と同一のエクセルファイル）
B-8	運用説明資料（B-7 B-8と同一のエクセルファイル）
B-9	施設での再生可能エネルギーの自家消費量の算定根拠 ●年間消費量シミュレーション結果などを添付すること ●CO2削減コスト及び再エネ発電量年間発電量シミュレーション結果など根拠資料も提出すること
B-10	CO2削減効果の算定根拠 ●ハード対策事業計算ファイルまたは任意様式の計算書（排出係数を0.416kgCO2/kWhとすること）
B-11	ランニングコスト算定根拠（導入設備の年間メンテナンス費用の見込み、コスト削減額の算定根拠）
B-12	IoT製品のセキュリティ対策に関する根拠資料

5．応募方法について

C.経費関係書類	
C0-1	別紙２　経費内訳（A-0 B-1 B-5 B-6 C0-1 C0-2 C0-3と同一のエクセルファイル）
C0-2	経費区分集計表（A-0 B-1 B-5 B-6 C0-1 C0-2 C0-3と同一のエクセルファイル）
C0-3	補助事業に係る消費税仕入税額控除の取扱いチェックリスト
C1-1	契約関係時系列一覧表
C1-3	見積書 ●金額の内訳が分かる書類（見積書及び見積明細書）を添付すること（「一式」は使用しないこと） ●項目・金額が C0-2 に正しく転記されていることを確認すること
D.図面・仕様書類	
D-1	図面（配置図、単線結線図、システム系統図を含む各種図面）
D-2	仕様書（導入予定設備のカタログなどを添付すること）
D-3	耐震強度等の計算書 ●事業で導入予定の設備の耐風・耐雪・耐震強度等の計算書 ●設置場所の耐荷重を示す資料（構造計算書等）
E.その他の資料	
E-1-1	リース契約・ESCO・PPA契約関係資料等
E-1-2	共同事業者覚書
E-1-3	行政機関から通知された許可書等
E-1-4	系統連系申込書及び承諾書
E-1-5	再エネ特措法に基づく説明会等の実施根拠資料
E-1-6	他の取組と事業の関連性に係る根拠資料
E-1-7	特別区分（補助率４分の３）に該当することを示す根拠資料 ●特別区分で申請する場合は、必ず提出すること

5．応募方法について

F. 事業者に関連する書類等	
E-2	その他資料　●「2.1 対象事業の要件 ア（２）」により応募する場合は、必ず提出すること
F-1	会社概要 ●代表事業者・共同事業者の概要・事業内容等がわかるパンフレット等を添付すること
F-2	法人登記全部事項証明書 ●発行後３か月以内の代表事業者の証明書の写しを添付すること
F-3	代表事業者の財務内容に関する書類 ●代表事業者の単体ベースの直近２決算期の貸借対照表及び損益計算書を提出すること ●地方公共団体が申請する場合は予算書を提出すること
F-4	GX推進の取組に関する表明 ●民間企業が申請する場合は、必ず提出してください。

※以下の提出ファイルは、協会ホームページの公募情報（ペロブスカイト太陽電池の社会実装モデルの創出に向けた導入支援事業）からダウンロードしたファイルで作成してください。

- 提出書類チェックリスト（応募申請）（Excelファイル）
- A-0応募申請書【A-0 B-1 B-5 B-6 C0-1 C0-2 C0-3】（応募申請）（PSC）

  （「A-0応募申請書、B-1実施計画書、B-5実施スケジュール、B-6導入設備一覧表、C0-1経費内訳、C0-2経費区分集計表、C0-3消費税仕入税額控除の取扱いチェックリスト」は、一つのExcelファイルに纏められています。
  ファイルの分割やシートの追加・削除は絶対にしないでください。）
- B-7&B-8導入量算出表・運用説明資料（PSC）
- B-10 CO2削減効果の算定根拠（PSC）
- F-4 GX推進の取組に関する表明書（PSC）

※別紙に示す「暴力団排除に関する誓約事項」は提出不要ですが、応募申請書の提出をもって誓約事項に同意したものとします。

5．応募方法について

【提出方法】

本公募では、応募申請と交付申請を同時に行っていただきます。
応募書類は、「①電磁的方法」又は「②書面」にて公募期間内に
下記の提出先に提出してください。

①電磁的方法による提出の場合

・メール件名は「【応募事業者名】ペロブスカイト事業応募申請」としてください。
・提出する資料のデータ容量は十分に注意してください。
（データの容量が多い場合は、オンラインストレージサービスを利用するなどして提出してください。）
・データを圧縮する場合は、zipファイルを使用してください。
・提出資料には、資料ごとにファイル名を付けてください。
・電子ファイルでは確認しづらい資料などは、書面での提出を求めることがあります。

②書面による提出の場合

・応募書類を封筒に入れ、宛名面に**朱書き**で、**応募事業者名**及び
「ペロブスカイト事業　応募書類在中」と記載してください。

※申請は必ず応募申請者（代表事業者）自身が行ってください。
※提出された書類は返却しませんので、必ず写しを保管しておいてください。

5．応募方法について

【提出期間】

~~一次公募　令和8年 6月25日（木）～ 令和８年9月30日（水）正午必着~~

~~第１回締切　７月13日（月）正午※~~
~~第２回締切　９月 ４日（金）正午~~
~~最終締切　　９月30日（水）正午~~

~~※公募要領の「2. 公募する事業の対象等」に記載している~~
~~「2.1 対象事業の要件 ア（２）」での応募については、~~
~~第１回締切を設けず、第２回締切を初回の締切とします。~~

二次公募　令和8年10月15日（木）～ 令和８年11月20日（金）正午必着

第１回締切　10月30日（金）正午
最終締切　　11月20日（金）正午

（ご注意）公募の受付期間以降に協会に到着した書類のうち、
遅延が協会の事情に起因しない場合は、
いかなる理由があっても応募を受け付けませんので、
十分な余裕をもって応募してください。

5．応募方法について

【提出先】

①電磁的方法による提出の場合

送付先メールアドレス：**pero-gx@eta.or.jp**
※件名は「【応募事業者名】ペロブスカイト事業応募申請」としてください。

②書面による提出の場合

〒５３４－００２４
大阪市都島区東野田町２－５－10　京橋プラザビル６階
一般社団法人環境技術普及促進協会「ペロブスカイト事業」担当あて

※宛名面に**朱書き**で**「ペロブスカイト事業　応募・交付申請書類在中」**と**応募事業者名**を記載してください。

6．お問合せ先

お問合せは、協会ホームページの「お問合せ」フォーム、又は「電子メール」でお願いします（電話でのお問合せは受け付けておりません）。

＜「お問合せ」フォームから＞

協会ホームページ（https://www.eta.or.jp/index.php）右上の「お問合せ」からお問合せページに移り、本補助事業（ペロブスカイト）の「お問合せ」ボタンをクリックすると、「お問合せ」フォームのページになります。
必要事項を記入して送信してください。

＜電子メールでのお問合せ＞

メール件名を「【団体名】ペロブスカイト事業について」としてください。
（団体名を、お問合せいただく会社・団体等の名称に変更して送信してください。）
メール送付先：一般社団法人環境技術普及促進協会 業務部 業務第3グループ
メールアドレス：**pero-gx@eta.or.jp**
※メール本文で「申請を予定している事業の概要」と「問合せ内容」を具体的に記載してください。
また、メール末尾には、ご担当者の連絡先（団体名、所属、氏名、電話番号、メールアドレス）を必ず記載してください。

※お問合せ内容によっては、回答まで１週間程度時間を要することもあります。
※お問合せの内容について、当協会担当者から電話で確認する場合があります。

〈ご参考〉その他留意事項

【圧縮記帳】

・所得税法第42条（国庫補助金等の総収入金額不算入）又は法人税法第42条（国庫補助金等で取得した固定資産等の圧縮額の損金算入）において、国庫補助金等の交付を受け、その交付の目的に適合する固定資産の取得等をした場合に、その国庫補助金等について総収入金額不算入又は圧縮限度額まで損金算入することができる税務上の特例（以下「圧縮記帳等」という。）が設けられています。

・本補助金に関しては、圧縮記帳等の適用を受ける国庫補助金等に該当しますので、圧縮記帳等の適用にあたっては、税理士等の専門家にも相談していただきつつ、適切な経理処理の上、ご活用ください。
なお、固定資産の取得に充てるための補助金等とそれ以外の補助金等（例えば、経費補填の補助金等）とを合わせて交付する場合には、固定資産の取得に充てるための補助金等以外の補助金等については税務上の特例の対象とはなりませんので、ご注意ください。

【消費税、地方消費税の取り扱い】

・消費税及び地方消費税相当額は、補助対象経費から除外して補助金額を算定し、申請書を提出してください。「交付規程第４条第２項」

・ただし、補助対象経費に含めて申請できる場合もあります。
適応可否を「補助事業に係る消費税仕入税額控除の取扱いチェックリスト」で確認してください。

〈ご参考〉見積書・経費区分集計表について

見積書について

費用は内容がわかるように具体的に記載してください（「一式」は使用しないでください）。
労務費は、計算式（単価×人工）を記載するとともに、単価の根拠資料を添付してください。
共通仮設費・現場管理費・一般管理費などの算出根拠及び導出式などを明確にしてください。

見積書例

○○株式会社　御中

株式会社△△　印

見積書

発行日：××××年××月××日

件　名：○○設備導入工事

金　額：○○○,○○○,○○○円（税抜）

受渡場所：○○市○○体育館

受渡期日：××××年××月××日

取引条件：◆◆◆◆◆◆

見積有効期限：発行日より××日間

その他：

見積明細書例

品名	仕様・型式	数量	単位	単価	金額	備考
材料費						
ｹｰﾌﾞﾙ	●●●	100	m	1,000	100,000	
電線	▲▲▲	200	m	200	40,000	
ﾊﾟｲﾌﾟ	■■■	30	m	200	6,000	
取付金具		150	個	3,000	450,000	
労務費						
電気工事		120	人工	20,100	2,412,000	○○県電工
配管工事		50	人工	19,800	990,000	○○県配管工
機器据付工事		60	人工	20,100	1,206,000	○○県電工
共通仮設費	直接工事費×4.92%				256,000	直接工事費5,204,000円
現場管理費	純工事費×27.52%				1,502,000	純工事費5,460,000円
一般管理費	工事原価×16.27%				1,132,000	工事原価6,962,000円
設備費						
太陽光ﾓｼﾞｭｰﾙ		160	枚	15,000	2,400,000	
ﾊﾟﾜｰｺﾝﾃﾞｨｼｮﾅｰ		5	台	15,000	75,000	
蓄電池		1	台	3,000,000	3,000,000	
合計					13,569,000	

〈ご参考〉見積書・経費内訳表について

見積明細書について

- 設備費・材料費は、具体的に記載すること。
  （「一式　○○円」は使用しない）
- 労務費は、計算式（単価×人工）を記載するとともに、単価の根拠資料を添付すること。
- 共通仮設費・現場管理費・一般管理費などの算出根拠を明確にすること。
- スペアパーツ等の消耗品に関する経費は補助対象外とすること。
- 補助対象経費と補助対象外経費がわかるように備考欄等に明示すること。
- 見積の中に補助対象外経費が含まれる場合、「間接工事費」「設計費」「監理費」は、補助対象経費と補助対象外経費の比率で適切に按分すること。
- 単価は、建設物価、公共工事設計労務単価表、公共建築工事積算基準などを参考のうえ算出し、算出の根拠となる資料を添付すること。
- 見積書は項目ごとに番号（No.）を付けて記載し、経費内訳表にはその番号（No.）を含めて転記すること。
  （「内訳-内容-※根拠資料（見積書等）No.」欄に転記）

〈ご参考〉見積書・経費区分集計表について

経費区分集計表について

見積書に記載の内容を、経費区分集計表に転記してください。
各々の費用については、別表第2の経費区分に従って記載してください。
経費区分集計表は事業の実施場所ごとに作成してください。
補助対象経費で定置用蓄電池を設置する場合は、【定置用蓄電池】の区分に経費を記入してください。

C0-2経費区分集計表（1年目）　**事業の実施場所（1）**

事業年度	R8年度（1年目）	事業名	

事業の実施場所（1）【太陽光発電設備（定置用蓄電池以外）】

内訳							補助対象経費 [円]														
		内容					工事費									設備費	業務費	事務費			
							本工事費														
							直接工事費			間接工事費											
No.	項目	規格	数量 (A)	単価 [円] (B)	金額 [円] (C)=(A)×(B)	※根拠資料（見積書等）No.	材料費	労務費	直接経費	共通仮設費	現場管理費	一般管理費	付帯工事費	機械器具費	測量及試験費	設備費	業務費	事務費	補助対象経費合計 (D)	補助対象外経費 [円](E)	合計 [円] (F)=(D)+(E)
1																			0		0
2																			0		0
3																			0		0
4																			0		0
5																			0		0
6																			0		0
7																			0		0
8																			0		0
9																			0		0
10																			0		0
11																			0		0
12																			0		0
13																			0		0
14																			0		0
35																			0		0
36																			0		0
37																			0		0
38																			0		0
39																			0		0
40																			0		0
41																			0		0
42																			0		0
43																			0		0
44																			0		0
45																			0		0
46																			0		0
47																			0		0
48																			0		0
49																			0		0
50																			0		0
88																			0		0
事業の実施場所（1）【太陽光発電設備（定置用蓄電池以外）】の計					0		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0